

議案第7号

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会職務 権限規程の一部改正について

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和3年4月1日付けの機構改革に伴い、青少年育成課が学校教育部から生涯学習部に移ることに伴い、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令

(東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広教青第 号の項を削り、同表東広教文第 号の項の次に次のように加える。

東広教青第 号	青少年育成課
---------	--------

別記様式第6号中「㊟」を削る。

別記様式第7号中「印」を削る。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第 1 1 号（第 4 4 条関係）

保存箱管理番号	
登録番号	
主管 部 課 支所	部 課 支所
内 容	
保存期間	年
保存満了日	年 月 日

東広島市

注 一の文書保存箱の 2 面にこの様式による記載をする。

(東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「並びに」を「及び」に改め、「及び地域生涯学習センターのセンター長（東広島市志和生涯学習センターのセンター長を除く。）」を削る。

別表第1の1の表5の部4の項中「地域づくり推進課長」を削り、同表6の部6の項中「総務課長」を削る。

別表第1の2の表1の部1の項及び2の項中「職員課長」を削る。

別表第2の1の表教育総務課の部中

「

1 2 通学路及び通園路に関する事務	通学路及び通園路の整備の依頼		重要なもの	一般的なもの	
--------------------	----------------	--	-------	--------	--

を

」

「

1 2 学校体育施設の開放に関する事務	1 施設利用団体の登録			○	
	2 施設の使用の許可			○	
1 3 通学路及び通園路に関する事務	通学路及び通園路の整備の依頼		重要なもの	一般的なもの	

に改

」

め、同表指導課の部中「青少年育成課長」を削り、同部に次のように加える。

8 生徒指導に関する事務	1 生徒指導推進事業の年間計画の決定			○	
	2 生徒指導推進事業の実施		重要なもの	一般的なもの	
	3 相談事項の処理		重要なもの	一般的なもの	

別表第2の1の表青少年育成課の部を削る。

別表第2の2の表生涯学習課の部に次のように加える。

7 地域生涯学習センターの事業に関する事務	事業の年間計画の決定			○	
8 地域生涯	1 施設の使用の			○	

学習センターの施設の管理に関する事務	許可				
	2 休館日及び開館時間の変更並びに臨時休館日の決定			○	
	3 施設使用料の減免			○	
	4 施設の管理及び取締り			○	
	5 消防計画の決定			○	

別表第2の2の表スポーツ振興課の部3の項を削り、同表に次のように加える。

青少年育成課	青少年育成に関する事務	1 青少年健全育成事業の年間計画の決定			○	
		2 青少年健全育成事業の実施		重要なもの	一般的なもの	
		3 相談事項の処理		重要なもの	一般的なもの	
		4 児童青少年センターの管理運営			○	

別表第2の3の表1の項中 「 | | | ○ | を | 」

「 | | ○ | | 」に改め、同表に次のように加える。

3 学校給食用物資納入業者の選定に関する事務	1 給食用物資納入業者の資格認定申請書の受理			○	
	2 給食用物資の納入業者の決定		○		学事課長
4 食育に関する事務	1 受配校への食育指導の決定			○	
	2 食育に関する事業の実施		重要なもの	一般的なもの	

別表第2の4の表を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年教育委員会訓令第1号）新旧対照表<抜粋>

新		旧	
○東広島市教育委員会文書事務取扱規程 別表第1（第14条関係） （一部改正〔平成21年教委訓令1号・23年1号・26年3号・28年2号・29年2号〕）		○東広島市教育委員会文書事務取扱規程 別表第1（第14条関係） （一部改正〔平成21年教委訓令1号・23年1号・26年3号・28年2号・29年2号〕）	
文書記号	課名	文書記号	課名
東広教総第 号	教育総務課	東広教総第 号	教育総務課
東広教学第 号	学事課	東広教学第 号	学事課
東広教指第 号	指導課	東広教指第 号	指導課
		<u>東広教育第 号</u>	<u>青少年育成課</u>
東広教生第 号	生涯学習課	東広教生第 号	生涯学習課
東広教ス第 号	スポーツ振興課	東広教ス第 号	スポーツ振興課
東広教文第 号	文化課	東広教文第 号	文化課
<u>東広教育第 号</u>	<u>青少年育成課</u>		
東広教東給第 号	東広島学校給食センター	東広教東給第 号	東広島学校給食センター
東広教西給第 号	西条学校給食センター	東広教西給第 号	西条学校給食センター
東広教北給第 号	東広島北部学校給食センター	東広教北給第 号	東広島北部学校給食センター
東広教安給第 号	安芸津学校給食センター	東広教安給第 号	安芸津学校給食センター

○東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年教育委員会訓令第3号）新旧対照表<抜粋>

新	旧
<p style="text-align: center;">○東広島市教育委員会事務局職務権限規程</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月14日 教育委員会訓令第3号</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職位 職員に与えられた職務上の地位及びその地位にある者をいう。</p> <p>(2) 職務権限 各職位が職務を遂行するに当たっての責任と権限をいう。</p> <p>(3) 決裁 教育長（教育長の権限に属する事務の委任を受けた者を含む。）がその職務権限に属する事務の管理執行について最終的に意思決定することをいう。</p> <p>(4) 専決 教育長の職務権限に属する事務について、あらかじめ認められている範囲内で、自己の責任において常時教育長に代わって決裁をすることをいう。</p> <p>(5) 不在 出張、病気その他の理由により、意思決定を得ることができない状態をいう。</p> <p>(6) 代理決裁 教育長又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合（欠けた場合を含む。以下同じ。）に、決裁権者が決裁をすべき事務について、一時決裁権者に代わって決裁をすることをいう。</p> <p>(7) 起案 所管する事務について、決裁を受けるべき事項の処理案を文書により作成することをいう。</p> <p>(8) 検討 起案がされた事項について、当該起案をした者の上級の職位にある者が、その適否を検討し、必要に応じてその内容を修正し、又は却下することをいう。</p> <p>(9) 合議 決裁を受けるべき事項について、決裁権者が総合的に判断して的確な意思決定をすることができるように関係する職位と協議調整することをいう。</p> <p>(10) 部長 東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号。以下「職の設置規則」という。）別表第1に掲げる部長をいう。</p>	<p style="text-align: center;">○東広島市教育委員会事務局職務権限規程</p> <p style="text-align: right;">平成20年3月14日 教育委員会訓令第3号</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職位 職員に与えられた職務上の地位及びその地位にある者をいう。</p> <p>(2) 職務権限 各職位が職務を遂行するに当たっての責任と権限をいう。</p> <p>(3) 決裁 教育長（教育長の権限に属する事務の委任を受けた者を含む。）がその職務権限に属する事務の管理執行について最終的に意思決定することをいう。</p> <p>(4) 専決 教育長の職務権限に属する事務について、あらかじめ認められている範囲内で、自己の責任において常時教育長に代わって決裁をすることをいう。</p> <p>(5) 不在 出張、病気その他の理由により、意思決定を得ることができない状態をいう。</p> <p>(6) 代理決裁 教育長又は専決をすることができる者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合（欠けた場合を含む。以下同じ。）に、決裁権者が決裁をすべき事務について、一時決裁権者に代わって決裁をすることをいう。</p> <p>(7) 起案 所管する事務について、決裁を受けるべき事項の処理案を文書により作成することをいう。</p> <p>(8) 検討 起案がされた事項について、当該起案をした者の上級の職位にある者が、その適否を検討し、必要に応じてその内容を修正し、又は却下することをいう。</p> <p>(9) 合議 決裁を受けるべき事項について、決裁権者が総合的に判断して的確な意思決定をすることができるように関係する職位と協議調整することをいう。</p> <p>(10) 部長 東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号。以下「職の設置規則」という。）別表第1に掲げる部長をいう。</p>

新					旧						
<p>(11) 課長 職の設置規則別表第1に掲げる課長及び東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）に規定する学校給食センターの所長をいう。</p>					<p>(11) 課長 職の設置規則別表第1に掲げる課長並びに東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）に規定する学校給食センターの所長及び地域生涯学習センターのセンター長（東広島市志和生涯学習センターのセンター長を除く。）をいう。</p>						
別表第1（第13条、第18条関係）					別表第1（第13条、第18条関係）						
（全部改正〔令和2年教委訓令第2号〕）					（全部改正〔令和2年教委訓令第2号〕）						
1 一般事項					1 一般事項						
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
		教育長	部長	課長				教育長	部長	課長	
5 事務の執行	4 陳情、請願等の処理	重要なもの	一般的なもの		学校教育部長 教育総務課長 幹事課長 <hr/> ・新たな財政負担を伴う場合 財務部長 財政課長	5 事務の執行	4 陳情、請願等の処理	重要なもの	一般的なもの		学校教育部長 教育総務課長 幹事課長 地域づくり推進課長 ・新たな財政負担を伴う場合 財務部長 財政課長
	(1) 請求に係る開示等の決定		○		総務部長 総務課長				○		総務部長 総務課長
	(2) 審査請求に係る諮問		○						○		
	6 個人情報の目的外利用及び外部提供の可否の決定			○						○	総務課長

新						旧							
2 人事事項						2 人事事項							
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位		
		教育長	部長	課長				教育長	部長	課長			
1 任免等	1 附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼	重要なもの	一般的なもの		学校教育部長 教育総務課長	1 任免等	1 附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼	重要なもの	一般的なもの		学校教育部長 教育総務課長 <u>職員課長</u>		
	2 附属機関の幹事の任免	○			学校教育部長 教育総務課長		2 附属機関の幹事の任免	○			学校教育部長 教育総務課長 <u>職員課長</u>		
別表第2（第13条、第18条関係） （全部改正〔令和2年教委訓令2号〕）						別表第2（第13条、第18条関係） （全部改正〔令和2年教委訓令2号〕）							
1 学校教育部						1 学校教育部							
組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
			教育長	部長	課長					教育長	部長	課長	
教育総務課	<u>1.2 学校体育施設の開放に関する事務</u>	<u>1 施設利用団体の登録</u>			○	教育総務課	<u>1.2 通学路及び通園路に関する事務</u>	通学路及び通園路の整備の依頼		重要なもの	一般的なもの		
		<u>2 施設の使用の許可</u>			○								
	<u>1.3 通学路及び通園路に関する事務</u>	通学路及び通園路の整備の依頼		重要なもの	一般的なもの								

新						旧							
指導課	2 教職員の研修に関する事務	1 指導主事の訪問計画の決定			○	指導課	2 教職員の研修に関する事務	1 指導主事の訪問計画の決定			○		
		2 長期研修及び県外研修の研修生の決定	○					学事課長	2 長期研修及び県外研修の研修生の決定	○			学事課長 <u>青少年育成課長</u>
		3 管理職研修の実施	○						3 管理職研修の実施	○			
		4 その他の研修の実施		○				学事課長	4 その他の研修の実施		○		学事課長
		5 教育奨励賞の受賞者の決定	○						5 教育奨励賞の受賞者の決定	○			<u>青少年育成課長</u>
	<u>8 生徒指導に関する事務</u>	<u>1 生徒指導推進事業の年間計画の決定</u>			○								
		<u>2 生徒指導推進事業の実施</u>		重要なもの	一般的なもの								
	<u>3 相談事項の処理</u>		重要なもの	一般的なもの									
						<u>青少年育成課</u>	<u>1 生徒指導に関する事務</u>	<u>1 生徒指導推進事業の年間計画の決定</u>			○		

新					旧						
		2 青少年 育成事業 の実施		重要 なもの の		一般 的な もの の					
		3 相談事 項の処理		重要 なもの の		一般 的な もの の					
		4 青少年 センター の管理運 営				○					
3 学校給食センター					3 学校給食センター						
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
		教育 長	部長	所長				教育 長	部長	所長	
1 学校給食セ ンター運営に 関する事務	学校給食セ ンター運営委 員会の開催		○		学事課長	1 学校給食セ ンター運営に 関する事務	学校給食セ ンター運営委 員会の開催			○	学事課長
3 学校給食用 物資納入業者 の選定に関する 事務	1 給食用物 資納入業者 の資格認定 申請書の受 理			○							
	2 給食用物 資の納入業 者の決定		○		学事課長						
4 食育に関す る事務	1 受配校へ の食育指導 の決定			○							
	2 食育に関 する事業の 実施		重要 なもの の	一般 的な もの の							

新					旧						
					4 地域生涯学習センター						
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
		教育 長	部長	セン ター 長				教育 長	部長	セン ター 長	
1 事業に関す る事務	事業の年間 計画の決定			○	生涯学習 課長			○			
2 施設の管理 に関する事務	1 施設の使 用の許可			○				○			
	2 休館日及 び開館時間 の変更並び に臨時休館 日の決定			○				○			
	3 施設使用 料の減免			○				○			
	4 施設の管 理及び取締 り			○				○			
	5 消防計画 の決定			○				○			